

# アルムナイ採用制度規程

## 第 1 条 (目的)

この規程は、アルムナイ採用(退職した社員のリターン雇用)制度について定めたものである。

## 第 2 条 (適用範囲)

この規程は、別に定める植村企業グループ(以下「企業グループ」という。)を自己都合退職した者に適用する。

## 第 3 条 (資格要件)

企業グループにおいての勤続年数が原則として、3年以上の者。

## 第 4 条 (採用)

リターン雇用を希望する者は、「アルムナイ採用制度申込書」を最終勤務会社または株式会社ウエムラに提出し、申し込むこと。

- リターン雇用希望の申込みを受けた会社は、第3条の資格要件を確認のうえ、面接のみを実施する。
- 退職前の本人の経験・能力、希望を勘案した上で企業グループに展開し、優先的に採用するよう努める。
- 採用に至った場合は原則として、試用期間を設けない。ただし、経験のない職種の場合などは試用期間3ヵ月以内を設けることができる。
- 入社手続きについては、採用会社の社員就業規則を準用する。

## 第 5 条 (リターン雇用時の処遇・賃金)

退職前の勤続年数、職能資格等級及び退職からリターン雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を踏まえ検討し、同一の社員区分・職種・同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いを行わないこととする。

- 勤続年数については、再入社日から起算する。

## 第 6 条 (リターン雇用後の業務)

会社の状況および求人ニーズ等を踏まえ、個別に決定する。

## 第 7 条 (リターン雇用者への教育訓練)

リターン雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施する。

## 附 則

この規定は、2024年 6月 1日から適用する。